

工場の名称	
-------	--

委 託 契 約 書

(以下、「甲」という。)と(一社)全国削節工業協会会長(以下「乙」という。)は、「農林物資の規格化等に関する法律」(昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。)に基づいて行われる「煮干魚類の日本農林規格」(平成 6 年 8 月 9 日農林水産省告示第 1132 号)に基づく検査(以下、「JAS 検査」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(JAS 検査の依頼)

第 1 条 甲は、乙に対して、JAS 法に基づき JAS 検査を依頼するものとし、乙は、依頼を受けて、JAS 検査に基づく品質の検査を行うものとする。

(JAS 検査の申請等)

第 2 条 甲は、乙に対して、JAS 検査を依頼する場合は、(一社)全国削節工業協会依頼検査規程(以下、「規程」という。)第 5 条に基づき、依頼検査申請書に必要な試料を添えて提出するものとする。

(検査結果の通知)

第 3 条 乙は、甲より依頼検査申請書の受理をしたときは、速やかに検査員を検査にあたらせるものとし、検査終了後、規程第 8 条に基づき、甲に対して結果を通知するものとする。

(手数料等)

第 4 条 甲は、乙に対して、JAS 検査を依頼する場合は、規程第 12 条により手数料を納入するものとし、また、費用の負担を規程第 13 条の定めるところによるものとする。

(契約期間)

第 5 条 本契約の期間は、契約の日から 1 年とし、期間満了前に甲乙双方から何等かの意思表示のないときは、さらに 1 年間を自動的に延長するものとし、以後もまた同様とする。

(契約の解除)

第 6 条 下記事項が生じたときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- 1 甲・乙がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- 2 乙が不正その他背任行為をしたとき。

3 甲・乙双方より異議の申し立てがあり、合意に達したとき。

(その他)

第7条 JAS 検査を実施するにあたり、この契約に基づく以外のことが生じた場合は、甲、乙双方により協議するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保存するものとする。

年 月 日

委 託 者 (甲) 印

受 託 者 (乙) 印